消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局（第一条―第八条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第九条・第十条） （人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人を置く。 2　人事企画室は、消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事務をつかさどる。 3　人事企画室に、室長を置く。 4～9　［略］ （財産被害対策室及び国際・研究室並びに企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室及び国際・研究室並びに企画調整官一人を置く。 ［2・3　略］ 4　国際・研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）第六条第三号から第五号までに掲げる事務に関する調査及び研究に関すること（財産被害対策室の所掌に属するものを除く。）。 5　国際・研究室に、室長を置く。 ［項を削る。］ 6　［略］ （食品ロス削減推進室） **第四条**　消費者教育推進課に、食品ロス削減推進室を置く。 2　食品ロス削減推進室は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）第十一条第一項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関する事務をつかさどる。 3　食品ロス削減推進室に、室長を置く。 **第五条～第七条**　［略］	目次 第一章　内部部局（第一条―第七条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第八条・第九条） （管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　総務課に、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ 2～7　［同上］ （財産被害対策室及び国際室並びに企画官及び企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室及び国際室並びに企画官及び企画調整官それぞれ一人を置く。 ［2・3　同上］ 4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 5　国際室に、室長を置く。 6　企画官は、命を受けて、消費者政策課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。 7　［同上］ ［条を加える。］ **第四条～第六条**　［同上］